

# 明治期文部省の政策構想における 宗教教育への制限と保障

— 「牧野伸顕関係文書」・「木下廣次関係文書」所収の法案の分析—

高瀬 航平\*

## はじめに

明治期の中央政府による宗教に関する政策決定の過程において、文部省がどのような役割を果たしたかについては、従来、1899年8月2日公布の勅令第359号「私立学校令」や翌3日発令の文部省訓令第12号を中心に論じられてきた。前者の法令は、維新以降初めて、宗教団体設立のものも含む私立の教育機関を包括的に規制したものであり、後者はこれもまた初めて、「官立公立学校、及学科課程に関し法令の規定ある学校に於ては、課程外たりとも、宗教上の教育を施し又は宗教上の儀式を許さざるべし」という方針を公示したものであった。両法令が起案された一因は、同年7月17日以降の新条約の実施に伴い、領事裁判権や居留地制度の廃止が予定されたからである。つまり、これまで主に居留地内に海外のキリスト教宣教師などが設立していた教育機関が、条約実施後は日本政府の管轄下に入ることになったため、その準備として制度的な再編が求められたのである。

両法令の成立・施行過程の研究として、長きに渡り広く引用されてきたのが、久木幸男<sup>①</sup>の研究である。久木<sup>②</sup>は、両法令の目的について、当初文部省は、「正規の学校体系」内での宗教教育の禁止と「宗教学校」の「傍系化」による校勢抑圧を狙っていたが、5、6月ごろに方針を転換し、禁止を緩和しつつ一部の学校に特典を付与することで、「宗教学校」への監督の強化を試みるようになったと論じた。そして方針転換後の文部省は、「内務省の宗教政策構想の枠を一步も出ず、それに従う」ものであり、また文部・内務両省とも、「宗教や宗教教育を天皇制イデオロギーとその教育にとって、無害化しさらに協力的なものたらしめることを窮極の狙いとして」いたと評価した。つまり久木は、文部省が、主にキリスト教を念頭に置き、内務省に従いながら、宗教関係の教育機関に対する監督と抑圧の強化を目的としたと主張したのである。

もっとも、近年は、こうした定説に再考を促し、特に文部省内で作成され、後の「私立学校令」に繋がったとされる法案を分析することで、文部省が独自に「宗教学校」の監督方法を模索していたことを明らかにする研究が蓄積されつつある。代表的な研究としては、飯山義子<sup>③</sup>、齊藤智朗<sup>④</sup>、土方苑子<sup>⑤</sup>、江島尚俊<sup>⑥</sup>の研究が挙げられる。

本稿もまた、これらの研究に多くを学んだが、しかし次の3点については、なお議論の余地があると考ええる。

第1に、資料の位置づけや作成時期・順番などについて、なお再考すべき点があると考えられる。これについて本稿は、第1章で文書ごとに検討する。

\* 東京大学大学院博士課程

第 2 に、それら法案には宗教に関わる条項が記載されているが、それらに対する解釈や評価は、先行研究の間で必ずしも一致していない。例えば、飯山<sup>7)</sup>は、「基督教教育普及防止策の線を読み取り得る」と解釈した一方、江島<sup>8)</sup>は、キリスト教も含む「どの宗教系諸学校であっても法の下で平等に扱うことを、文部省は意識するようになっていた」と評価した。他にも、「明治初期以来の教育と宗教との分離に基づく世俗教育を引き続き行うことを志向したことがわかる」と評価した斎藤<sup>9)</sup>のように、従来の政策との連続性を強調する意見も存在する。このように解釈や評価が異なる一因は、各研究が依拠した資料が異なっており、また現存が確認される関係資料を必ずしも全て分析していないためであると考えられる。そのようななか、土方は、関係資料を網羅的に収集し分析しており、本稿が分析する資料も、土方が用いたものと同一である。ただし土方は、研究の主要な目的を「各種学校」政策の解明に置いたため、宗教については「私立学校での宗教教育を認めていることは確認できる」と述べるに留まっている。そこで本稿は、第 2 章で、法案に記載された宗教に関わる条項の内容をより具体的に検討する。

第 3 に、法案の分析から推定される、宗教に関わる文部省の計画が、当時の中央政府内においてどのように位置づけられるのか、その後の政策決定にどの程度影響したのかについては、管見の限りこれまで考察されてこなかった。これについて本稿は、第 3 章で、特に「宗教」を主管し、しかしキリスト教を「宗教」として行政的に承認していなかった内務省の計画や処置との関係について考察する。

結論を先取りすると本稿は、第 1 に、文部省が、宗教団体、聖職者、保護者による宗教教育の実施を制度的に保障するような法案を構想し、それを部分的に施行していたこと、第 2 に、中央政府内では、文部省は、内務省に比べて、キリスト教の行政的承認に積極的であり、後者の意志決定に影響を与えた可能性があることを主張する。こうした議論を通じて本稿は、内務省を中心に論じられてきた明治期の宗教に関わる政策決定・施行の過程や政教関係の歴史を、より立体的に理解することに貢献したい。

なお言及のない限り本稿は、法令を『法令全書』に、役職名を各年度『職員録』や『官報』にそれぞれ依拠した。全ての引用文は、読みやすさを考慮し、カタカナをひらがなに、旧字体を新字体に適宜改め、句読点を付した。

## 第 1 章 文部省内で作成された 7 法案の関係者・作成時期・順番

本章では、文部省内で作成されたと考えられる文書やそこに記載された法案を分類し、それぞれの関係者・作成時期・順番などを検討する。なお本章の検討結果は、表 1 にもまとめたので、適宜参照してほしい。

本稿が分析する文書は、計 11 点あり、全て「牧野伸顕関係文書」(国立国会図書館憲政資料室所蔵)や「木下廣次関係文書」(京都大学大学文書館所蔵)に収められている。牧野は、1893 年 3 月 11 日から 1897 年 5 月 25 日まで文部次官を務め(1893 年 3 月 31 日から同年 6 月 19 日までは文部省専門学務局長を兼務)、木下は、1893 年 6 月 19 日から 1897 年 8 月 2 日まで専門学務局長を務めた人物である。両者の任期は、後述する各文書の作成時期と符合するから、これら文書は、文部省在職中の彼らの手許に残され、後にそれぞれの私文書に

入ったものと考えられる。

文書	法案	題記	作成時期	関係者	所収資料
1	1	私立学校条例草案 (甲案) 寺田案	1893年3月ごろ以降	寺田勇吉	「牧野文書」226-2
2	2	私立学校条例草案 (乙案)	1893年3月ごろ以降	寺田勇吉	「牧野文書」226-2
3	3	私立学校監督条規	1894年4月1日以前		「牧野文書」226-2
4	4	学校令	1895年1月1日以前		「木下文書」II-50
5	5	勅令案 号案 学校令 学校令私立学校令案	1895年7月9日前後		「牧野文書」226-1
6	6-1	秘 勅令第 号案 諸学校令 専門学務局修正案	1896年6月ごろ	中川小十郎, 岡田良平, 白仁武, 寺田勇吉	「牧野文書」226-1
7	6-2	秘 勅令第 号案 諸学校令 専門学務局修正案	1896年6月ごろ		「木下文書」II-190
8	7-1	秘 朱書議決訂正 勅令第 案 諸学校通則	1895年3月13日以降		「木下文書」II-197
9	7-2	秘 朱書議決訂正 勅令第 案 諸学校通則	1895年3月13日以降		「牧野文書」226-1
10	7-3	秘 朱書議決訂正 勅令第 案 諸学校通則	1895年3月13日以降		「牧野文書」226-1
11	7-4	秘 朱書議決訂正 勅令第 案 諸学校通則	1895年3月13日以降		「牧野文書」226-1

表 1 7 法案の分類

11点の文書は、文面の異同から、7種類の法案に分類できる。法案1・2・3は、「私立学校」のみを対象としており、設立や廃止などの手続き、学校教員の資格、行政機関による監督方法などを記載している。他方、法案4・5・6・7は、まず「学校」一般を定義し、次にそれを財源に応じて官立、公立、私立の3つに分類している。例えば、法案7には、「公開の方法に依り特別の設備を有し教育を施し若くは學術を教授する所を学校とす」(第1条)とあり、「学校は設立者の種類により、官立、公立、私立の三とす。国庫の経費を以て設立

するものを官立とし、府県郡市町村等々の公費を以て設立するものを公立とし、一個人の私費を以て設立するものを私立とす」(第2条)とある。「学校」一般の定義は4法案で異なる一方、財源に応じた分類は同じである。また7法案は全て、「私立学校」の設立に地方長官や文部大臣からの許認可を求めている。

続いて、文書や法案ごとに、作成時期などをより詳しく検討する。

法案1と2は、右綴じされた文部省罫紙11枚に連続して記されており、「牧野伸顕関係文書」内の「私立学校令草案」という標題の資料<sup>(10)</sup>に収められている。また法案1については、同文異字体の文書が、東書文庫<sup>(11)</sup>にも所蔵されている。法案1の1枚目には、「私立学校条例草案(甲案)」と記され、その右横に「寺田案」と墨書されている。本文は、全2章計46条からなる。法案2の1枚目には、「私立学校条例草案(乙案)」と記されている。本文は、章立てのない計8条からなる。

両法案の作成時期について、本文に年月日の記載がないため、これまで明らかにされてこなかった。しかし、次の関係資料の分析から、1893年3月ごろ以降に作成されたと考えられる。「井上毅関係文書(梧陰文庫)」(国学院大学図書館所蔵)内に、寺田勇吉署名の文書(文部省罫紙10枚)<sup>(12)</sup>が収められている。寺田<sup>(13)</sup>は、1883年から1902年まで文部省の要職を歴任した人物であり、井上毅の文相期にも法案の起草や調査などを担当した。この文書の1枚目には、「私立学校に関する意見」、「孝国私立学校条例」、「私立学校条例草案(甲案)」、「私立学校条例草案(乙案)」という箇条書きと、寺田の押印がある。2枚目以降には、「営利的私立学校は廃止せざる可らざるの理由」(以下、「理由」と題された意見書が記載されている。1枚目の箇条書きから、法案1・2が元々「理由」と一連の文書として作成されたことが分かる。ただし法令1・2自体は、「井上毅関係文書」内に現存していない。そして「理由」の作成時期について、これにも年月日の記載はないが、本文には1886年のフランスにおける諸学校経費の一覧が掲載されている。この一覧は、1893年3月23日に出版された、文部省普通学務局と文部大臣官房報告課による翻訳書<sup>(14)</sup>に掲載された統計と同一である。以上を勘案すると、法案1・2は、1893年3月ごろ以降、寺田により、「理由」と同時期に作成されたと考えられる。

法案3は、右綴じされた無地の用紙10枚に記されており、法案1・2と同じく資料「私立学校令草案」に収められている。1枚目の冒頭には、「私立学校監督条規」と記されている。本文は、全7章計29条からなる。ただし第6章「罰則」は、全条文が省略されており、第1条から第26条までは番号が打たれているが、第7章「付則」の計3条には番号がない。作成時期について、「本令は明治二十七年一月一日より施行す」とあるため、1894年4月1日以前に作成されたと分かる。

法案4<sup>(15)</sup>は、右綴じされた文部省罫紙3枚に記されており、「木下廣次関係文書」内に収められている。1枚目の冒頭には、「学校令」と記されている。本文は、章立てがなく、本則9条と付則1条の計10条からなる。作成時期について、「本令は明治二十八年一月一日より施行す」とあるため、1895年1月1日以前に作成されたと分かる。

残りの文書7点は、法案5・6・7に分類できる。このうち法案6には2点、法案7には4点の文書がそれぞれ該当する。法案5、6-1、7-2、7-3、7-4は、「牧野伸顕関係文書」内の「諸学校通則案」という標題の資料<sup>(16)</sup>にまとめて収められており、法案6-2<sup>(17)</sup>、7-1<sup>(18)</sup>は、

「木下廣次関係文書」内に独立した資料として収められている。

法案 5 は、右綴じされた無地の用紙 4 枚に記されている。1 枚目の冒頭には、「勅令第 号案 学校令」と記され、その右横に「学校令 私立学校令案」と書き込まれている。本文は、本則 15 条と付則 3 条の計 18 条からなる。

法案 6 は、右綴じされた無地の用紙 5 枚に記されている。冒頭に、「秘」印が押され、「勅令第 号案 諸学校令」と記され、その右横に「専門学務局修正案」と書き込まれている。本文は、本則 17 条と付則 1 条の計 18 条からなる。法案 6-1 と 6-2 とでは、書き込みの文面が異なる。

法案 7 は、右綴じされた無地の用紙計 6 枚に記されている。冒頭に、「秘」印が押され、「朱書議決訂正 勅令第 号案 諸学校通則」と記されている。本文は、本則 17 条と付則 3 条の計 20 条からなる。書き込みには、赤字のものと黒字のものがある。赤字の書き込みは、4 文書間で同一である一方、黒字の書き込みは、各文書で異なり、筆跡も複数存在する。

これら 3 法案は、冒頭の記述から、全て勅令案として作成されたことが分かり、また条文のなかには、本文は 3 法案で同一で、加筆は法案ごとに異なるものも見られるから、一連の回議で使用されたと考えられる。作成の順番について、土方は、法案 5→法案 7→法案 6 の順で作成されたと論じているが、その根拠は特に示されていない<sup>(19)</sup>。しかし、法案 5 と 6 とに別箇に記された条文が法案 7 にもあり、かつそこに前 2 法案にはない書き込みが加えられているから、法案 5・6 が作成された後、両案を突き合せた回議を経て、法案 7 が作成されたと考えられる。具体的には、法案 5 の第 15 条、および法案 6 の第 8 条と第 17 条が、法案 7 へは第 17・8・16 条として転記され、上から取り消し線や改訂が加筆されている。

作成時期について、いずれの法案にも年月日の記載がないため、これまで確定されてこなかった。しかし、法案本文や関係資料に対する次の 3 つの分析から、1895 年 7 月ごろから 1896 年 6 月ごろにかけて作成されたと推定される。

第 1 に、法案 7 の第 11 条には、「徴兵令第十三条に依り文部大臣の認定を受くる学校」という文言がある。「徴兵令」中の学校認定に関する条文が第 11 条から第 13 条に変更されたのは、1895 年 3 月 13 日公布の法律第 15 号によるから、この日付以降に法案 7 が作成されたと分かる。

第 2 に、「牧野伸顕関係文書」内の「宗教学校取締りに関する書類」という標題の資料<sup>(20)</sup>には、1895 年 7 月 9 日付けの文書（文部省罫紙）が収められている。冒頭には、渡部董之介、牧瀬五一郎、寺田勇吉、秋月新次郎または秋月左都夫、青木保、佐脇安文といった計 6 名の文部省参事官による押印があり、本文には、「目下取調中の諸学校通則改正案中に宗教学校に関する条項も有之」とある。この「諸学校通則改正案」が、法案 5・6・7 のいずれかを指すとすると、この日付の前後に 3 法案も作成されたと考えられる。なお、「諸学校通則」とは、1886 年 4 月 9 日公布の勅令第 16 号を指す。同令は、1899 年に「私立学校令」が施行されるまで、個別の「学校令」（「小学校令」、「中学校令」など）に依拠しない私立の教育機関を規制する唯一の勅令であった。法案 5 は、第 18 条に「本令は発布の日より之を施行し明治十九年勅令第十六号は之を廃止す」とあるため、「諸学校通則」の改定案として起草されたことが分かる。しかし、法案 7 には、同条文が「諸学校通則を以て存し置く」と変更

されているから、改定の計画が一旦保留されたと窺える。実際、「諸学校通則」は、その後改定されないまま、1900年3月30日公布の勅令第136号第10条により廃止された。

第3に、法案6-1には、「六月十三日会議」、「委員岡田、中川、白仁」、「寺田参事官」、「二十五日議了 中川秘書官受理」といった書き込みがある。これらのうち、「中川秘書官」は、歴代の文部大臣官房秘書官を調べると、中川小十郎に特定される。中川が秘書官を務めた期間は、1895年8月27日から1897年1月11日まで、および1898年2月15日から同年5月5日までであり、また「六月十三日会議」という書き込みから、法案6-1が6月に使用されたことも分かるから、法案6-1の使用時期は、1896年6月ごろであると考えられる。同時期の文部省職員を調べると、「岡田」は岡田良平、「白仁」は白仁武、「寺田」は寺田勇吉に特定される。彼らのうち、白仁が文部省職員を務めた期間は、1895年11月16日から1898年10月28日までであり、寺田が参事官を務めた期間は、1890年12月27日から1902年8月26日までであるから、前述の時期と符合する。

本章の考察をまとめると、7法案は、1893年3月ごろから1896年6月ごろにかけて、文部省職員により作成・使用され、作成の順番は、法案1・2・3→4→5→6→7であり、特に法案5・6・7は、一連の回議で使用されたと考えられる。

## 第2章 7法案における宗教に関わる条項の分析

本章では、まず7法案に記載された宗教に関わる条項の内容を分析し、次にそれらの意味を同時代の他の法令にも照らして解釈し、更に実際にどの程度施行されたのかも確認する。

まず、全体的な特徴を述べると、7法案における宗教に関わる条項の内容は、①宗教関係の教育機関についての規制と、②他の教育機関についての宗教関係の規制との2つに分類できる。規制①は更に、宗教関係の教育機関に対して、その活動を制限するものと、規制②などの適用を免除するものとに分けられる。後者は、宗教関係の教育機関に対する例外処置とも言い換えられる。

続いて、こうした規制を法案ごとに具体的に分析する。

法案1と2には、規制①の例外処置のみあり、宗教関係の教育機関が法案の適用範囲全体から除外されている。具体的には、法案1には「宗教専門の学校は本条約定むる所の限にあらざ」（第23条）とあり、法案2には「宗教学校」は「本令の定むる所の限りにあらざ」（第41条）とある。ただし両法案とも、より詳しく「宗教専門の学校」や「宗教学校」を定義してはいない。

法案3は、規制①について、法案1と2と同様に、宗教関係の教育機関を適用範囲から除外している。しかし、「宗教学校」のより詳しい説明がある点と、除外に条件が付されている点とは、前2法案と異なっている。具体的には、法案3は、「私立学校を以て論ずるの限りにあらざ」とする4種類の「教授所」を列挙しているが、その4番目が、「神官僧侶又は締盟諸国に於て公認したる宗教の教師を養成するの目的を以て特に後進を教養するもの」（第2条）であった。ただし、この除外には、「世上に公示すべき文書及門標の類には、総て其教派の名を明掲し、且つ其の規則中に神官又は何宗の僧侶又は何教の教師を教養する

の目的たることを明瞭に規定するを要す」という条件が付されおり、「若し其規定なきものは本令に依り処分すべし」(同条)ともある。規制②について法案3は、「本令に依り処分」される「私立学校」に対して、宗教に関する教育もそれに敵対する教育もともに禁止している。すなわち、「私立学校に於ては、人身を攻撃し、及政府人民若くは締盟諸国に対し、又は神仏若くは宗教に対し、敵意を生ずべき講義又は挙動を為すことを得ず」(第17条)とあり、また「私立学校に於ては、神仏又は宗教に関する教育を施すことを得ず」(第18条)とある。つまり法案3は、②「私立学校」一般に対して、宗教教育や反宗教教育を禁止する一方、①特に「神官僧侶又は締盟諸国に於て公認したる宗教の教師を養成する」ための機関に対しては、自身の所属する「教派」の名称や事業の目的の公示を条件に、その禁止の免除を許可する構成になっているのである。

なお「締盟諸国に於て公認したる宗教」とは、主に欧米各国のキリスト教を指すと考えられる。1893年7月5日付けで、陸奥宗光外務大臣は伊藤博文内閣総理大臣宛てに、「通商及航海条約草案」を提出し閣議を求めた<sup>(21)</sup>。当初、第1条には、「両締盟国の一方の臣民或は人民は、他の一方の版図内に於て、良心に関し完全なる自由、及び法律規則に従て公私の礼拝を行うの権利」などを享有するとあった。しかし、この文章は、井上毅文相から注意された結果、「法律規則」という語句が「法律勅令及規則」へと変更された。その後この文章はそのまま、1894年7月16日のイギリスを始め欧米各国との間に調印された新条約の第1条となった。井上文相が「勅令」という語句の追加を求めた一因は、本稿の考察を踏まえると、当時文部省内で「締盟諸国」の宗教にも言及する勅令案が起草されていたか、起草される予定であったからだと考えられる。

法案1・2・3とは異なり、法案4・5・6・7は全て、「宗教学校」を適用範囲に含んでいる。特に法案5・6・7は、まず「宗教学校」を定義し、次にそれに関わる制限や免除を設けている。

法案4は、規制②について、「公私立学校」教員の欠格条項として、「宗教の僧侶教師等」を挙げる一方、規制①について、特に「僧侶教師等を養成する為に特に設置する学校」に対しては、この欠格条項の適用を免除している(第7条)。なお、「教師」とは、1884年8月11日公布の太政官布達第19号(内務卿連署)により神仏教導職が廃止されて以降、「僧侶」や「住職」より他の聖職者を指す法令用語であった。

法案5は、まず「宗教学校」を「僧侶教師を養成する為に設置するもの、若くは宗教上の教義を学科の一部に加うる者」(第5条)と定義した。次に、規制①の制限について、「宗教学校の名称には其属する宗教若くは宗派の名称を冠すべし」(第5条)とあり、また「宗教学校は公費を以て設置することを得ず」(第6条)とある。規制②について、全ての「学校」教員の欠格条項として、「僧侶教師」を挙げた。ただし、「特別なる学科の教授を担当せしむる為め止を得ざる事情ある時は文部大臣の許可を受け」れば適用が免除されるとあり、更に規制①の免除として、特に「宗教学校に於ては僧侶教師を採用する場合は文部大臣の許可を受くるを要せず」(第9条)とある。

法案6は、まず「宗教学校」を「学校にして宗教上の教義を授け又は其儀式を行うもの」(第6条)と定義した。次に、規制①の制限について、「宗教学校は公費を以て設置することを得ず」とあり(第7条)、また「宗教学校は父母若くは後見人の認諾あるにあらざれば、

年齢十七年以下の者を入学せしむることを得ず」(第 8 条)とある。更に法案 6-2 にのみ、「宗教学校」を定義する第 6 条の上欄に、「其名称には所属の宗教若くは宗派の名称を冠すべし」という書き込みがある。規制②について、本文には記されていないが、法案 6-1 では第 12・13 条の上欄に、法案 6-2 では別紙に、条数のない条文案として、「政社員若くは神道各派の教師及諸宗の僧侶又は外国に於て公認せる宗教の伝道者は公立学校の職員たることを得ず。特別なる学科の教授を担任せしむる為め止を得ざる事情ある時は文部大臣の許可を受けて前項に依らざることを得」という書き込みがある。ただし、この文章は、「政社員若くは」と「止を得ざる事情」との 2 箇所を上から取り消し線が引かれ、後者は「必要」という語句に変更されている。更に、法案 6-2 でのみ、「外国に於て公認せる」という箇所にも取り消し線が引かれ、「其他各種」という語句に変更されている。こうした加筆の結果、法案 6-2 の同条文は、「神道各派の教師及諸宗の僧侶又は其他各種宗教の伝道者は公立学校の職員たることを得ず。特別なる学科の教授を担任せしむる為め必要ある時は文部大臣の許可を受けて前項に依らざることを得」となった。

法案 7 は、当初は法案 5 と同じく、「僧侶又は教師を養成する為に設置するもの、若くは宗教上の教義を学科の一部に加うるものは、宗教学校とす」と定義していたが、上から赤字で取り消し線が引かれ、法案 6 とほぼ同一の、「宗教上の教義を教え又は儀式を行なうものを宗教学校とす」という定義に変更された(第 6 条)。規制①の制限について、法案 5・6 と同様に、「其名称には所属の宗教若くは宗派の名称を冠すべし」(第 6 条)、「宗教学校は公費を以て設置することを得ず」(第 7 条)とあり、また法案 6 と同様に、「宗教学校は父兄若くは後見人への認諾あるにあらざれば、年齢十七歳以下の者を入学せしむることを得ず」(第 8 条)とある。ただし、第 8 条には、「父兄」を「父母」に、「年齢十七歳以下」を「未成年」にする変更が赤字で書き込まれている。その結果、第 8 条の文面は、「宗教学校は父兄若くは後見人への認諾あるにあらざれば、未成年者を入学せしむることを得ず」となった。規制①の免除については、「宗教学校」を定義する第 6 条への加筆により、「専ら僧侶又は教師を養成する為に設置するものには本則を適用せず」という文章が追加された。つまり法案 7 は、「宗教上の教義を教え又は儀式を行なう」ような「宗教学校」のうち、「専ら僧侶又は教師を養成する為に設置するもの」のみを適用範囲全体から除外したのである。規制②について、当初は公立「学校」や「徴兵令第十三条に依り文部大臣の認定を受くる学校」の教員の欠格条項として、「神官及諸宗の僧侶又は教師」を挙げていたが、赤字で変更が加筆され、この箇所が全文削除された(第 11 条)。その結果、法案 7 には、規制②に該当する条項がなくなった。

以上、法案ごとに分析してきた宗教に関わる条項の内容を、規制の適用範囲と「宗教学校」との関係、および規制対象の種類に注目して整理・比較し、また実際の施行状況も確認すると、次の通りである。

規制の適用範囲と「宗教学校」との関係について、法案 1・2 は、全ての「宗教学校」を適用範囲全体から除外し、法案 3 は、所属する宗教団体名や事業目的の公示という条件付きで除外し、法案 4・5・6 は、全ての「宗教学校」を適用範囲に含み、法案 7 は、一部を除外している。法案 3 と 7 とは、聖職者の養成機関を適用範囲から除外する点で、同様である。また、法案 4・5・6 は、他の「学校」についての宗教関係の規制を設けているが、同時



にその適用を特に「宗教学校」からは免除している。

規制対象の種類について、7法案における宗教に関わる条項の対象は、次の5つに分類できる。すなわち、宗教団体または「宗教学校」、他の「学校」、地方庁、聖職者、保護者である。

第1に、宗教団体または「宗教学校」に対して、法案3・5・6・7は全て、所属する宗教団体名の公示を求めている。この規制は、1899年8月3日発令の文部省令第38号「私立学校令施行規則」第1条により、宗教関係の教育機関も、「私立学校」として設立の認可を申請する際には、その目的や学則、維持方法などについて監督官庁へ届け出ることが義務づけられたため、実際に施行されたといえる。

第2に、他の「学校」に対して、法案3のみ、「私立学校」一般に対し宗教教育や反宗教教育を禁止した。

第3に、地方庁に対して、法案5・6・7は全て、公費による「宗教学校」の設立を禁止している。第2・3の規制は、1899年文部省訓令第12号により施行されたといえる。

第4に、聖職者に対して、法案4・5・6は、少なくとも公立「学校」の教員に就くことを禁止している。ただしこの禁止は、「宗教学校」に対する例外措置を伴うものでもあった。更に、法案5や6を用いた回議を経て作成されたと考えられる法案7では、加筆の結果、この禁止が全文削除された。この削除は、同時期に実施された処置を踏まえると、規制の緩和として解釈できる。『文部省例規類纂』<sup>(22)</sup>（以下『例規』）によると、1895年10月10日付けで、文部・内務両大臣は、各地方長官宛てに内訓を発し、「土地の状況に依り已むを得ざる場合に於て、神職又は寺院住職等と小学校訓導〔教員：引用者注〕と交互兼務せしむるの必要あるときは、今自氏名事由等を具し其都度伺出づべき儀と心得べし」と指示した。また翌1896年3月11日付けで、普通学務局・社寺局両局長は、福岡県を除く各地方長官宛てに親展の通牒を発し、先の内訓は「已むを得ざる場合の外は可成兼務せしめざる旨趣」であるという解釈を示した。つまり文部・内務両省は、「神職又は寺院住職等」と小学校教員との兼務を、望ましくない例外的な事態と見なし、それを許可する場合には、その都度自身へ伺い出るよう地方庁へ指示したのである。もっとも、同月30日付けの長野県宛て両局長回答<sup>(23)</sup>によると、この内訓は、正教員との兼務にのみ適用される想定であった。当時の小学校教員は、有資格者である正教員や准教員と無資格者の3者に大別されたが、1895年の時点で正教員は全体の55%を占めるに過ぎなかった<sup>(24)</sup>から、この内訓はそもそも、全ての小学校教員との兼務を制限するものではなかったといえる。更にこの内訓自体、1901年11月25日付け各地方庁宛て普通学務局・宗教局・神社局通牒<sup>(25)</sup>により廃止された。つまり、聖職者と小学校教員との兼務の制限は、当初から徹底したものではなかったが、結局法令により公に規定されないまま、地方庁の判断に一任されることになったのである。

第5に、保護者について、法案6・7は、特定の年齢以下の児童を、保護者の認諾を経ずに「宗教学校」へ入学させることを禁止している。この禁止は、「宗教学校」に対する規制であると同時に、保護者に対しては、児童に授ける宗教教育を決定できるという、民法における親権者としての権利を保障するものでもあったと解釈できる。1898年6月15日公布の法律第9号別冊「民法」第4編は、第879条で、「親権を行う父又は母は未成年の子の監護及び教育を為す権利を有し義務を負う」と定めた。この条文の原案を起草した梅謙次郎<sup>(26)</sup>

は、1899年4月発行の著作<sup>(27)</sup>で、同条文を解釈して「親権者は、常に如何なる程度の教育を授くべきか、又如何なる学校に入れて之を教育すべきかを定むるのみならず、如何なる職業に必要な教育を授くべきか、宗教的教育を為すべきや否や、若し宗教的教育を為すべしとせば如何なる宗教を採るべきか等、総て親権者の判断に任ずるものとす」と論じた。同条文の原案は、1896年1月13日の第151回法典調査会で審議され、議事速記録<sup>(28)</sup>によると、出席した梅の提案により「未成年の」という語句が追加された。前述の通り、法案7の第8条は、加筆の結果、「父兄」が「父母」に、「年齢17歳以下」が「未成年」にそれぞれ変更されたが、この変更は、1896年1月の法典調査会での審議を踏まえて、民法案の語句との整合性を保つために行なわれた可能性を指摘できる。法案7の第8条の規制が法令により規定されることはなかったが、梅と同じく、未成年の児童に対する親権者の監護教育権に宗教教育の決定権を含める意見は、佐藤全<sup>(29)</sup>によると、旧民法の解釈の多数派を占めた。

本章の考察をまとめると、次の通りである。7法案では、「学校」における宗教教育をどの程度制限するかより、「宗教学校」を学校制度内にどのように位置づけるかの方が、主な論点とされたと考えられる。そして後者の方法としては、単に「宗教学校」の活動を把握し制限するのみならず、様々な例外措置を設けることで、むしろ活動の円滑な実施を保障するような発想も見られた。また、こうした保障は、「宗教学校」に対する条項のみならず、聖職者に対して学校教員との兼務の制限を緩和したり、保護者に対して宗教教育上の決定権を委ねたりといった条項からも看取できる。こうした制限と保障とをセットにした法案は、その後部分的に施行され、また当時の法令の条文やその主流な解釈とも合致していたのである。

### 第3章 キリスト教の行政的未承認に対する文部省内の意見

前章で論じた通り、1894年ごろに文部省内で作成された法案は既に、「締盟諸国に於て公認したる宗教」に言及していた。こうした言及は、計画段階ではあったが、1899年7月27日に内務省令第41号が発令されるまで、仏教や教派神道より他の宗教団体が行政上「非宗教」扱いになっていたことを踏まえると、先駆的なものであったといえる。しかし、キリスト教の行政的承認に至る過程において、文部省が果たした役割については、管見の限りこれまで考察されてこなかった。そこで本章では、文部省内には、内務省が躊躇していたキリスト教の行政的承認に、積極的な意見が存在したことを明らかにする。

前述した1899年内務省令第41号の法案の閣議審議に関する「公文類従」内の資料<sup>(30)</sup>には、同年7月18日付け文書（法制局野紙）が収められている。この文書は、閣議決定の結果を記したものであるが、その本文には、「従来神仏二教以外の宗教に対し取締の法なく、且神仏二教以外には法令上宗教と認めたるものなかりしを以て、新条約の実施と共に、宗教団体取締の端緒として、内務省令を以て主として先づ有形の設備に対する取締法を設けんとするものにして相当の儀と思考す」とある。

つまり、第1に、従来は「神仏二教以外には法令上宗教と認めたるもの」が存在しなかった点、第2に、こうした状況の変更が「新条約の実施」に対応するためには必要である点の計2点は、当時の中央政府の共通認識であったといえる。前述の通り、1894年に欧米諸国

と締結した新条約は、第1条で、両締盟国の国民に、相互の版図内における良心の自由や礼拝の自由を保障していた。この新条約は、1899年7月17日以降順次実施が予定されたため、第1条との整合性を保つたため、国内の法令の整備や再編が求められたのである。

しかし、キリスト教などが「宗教」として行政的に承認されたのは、条約実施以降の7月27日であった。このように対応が遅れた一因を窺わせる資料として、前掲の内務省令案の閣議審議に関する資料には、1899年6月16日付けの山縣有朋首相宛て西郷従道内相名義の文書（内務省罫紙）が収められている。この文書は、内務省が閣議請議案の趣旨を説明したものであるが、本文には、キリスト教を「宗教として取扱うとするも、其神仏二道に対する権衡等に至りては、固より重大なる問題に属し、一朝にして之を決し難く」とある。また、1900年4月26日公布の勅令第163号による「内務省官制」改定の結果、内務省では、社寺局が宗教局に改組され、神社局が新設された。この勅令案の閣議審議に関する「公文類従」内の資料<sup>(31)</sup>には、1899年7月4日付け山縣首相宛て西郷内相名義の文書（内務省罫紙）が収められている。その本文では、「宗教に関する行政事務は、今後外教の管轄、及宗教法規の制定、宗教取締の整備等に伴い、其事務頗る多端となる」ことを理由に、新局の設置と予算の増額が要求されている。以上を勘案すると、内務省は、仏教や教派神道とキリスト教との間のバランスを保つたことでの宗教行政の再編を構想することに難航し、またこうした再編に伴う行政事務の増加に予算的裏づけのないまま対応することにも消極的であったと考えられる。

他方、文部省内では、キリスト教の行政的承認を積極的に支持する意見書が作成されていた。「牧野伸顕関係文書」内の資料「諸学校通則案」には、法案5, 6-1, 7-2, 7-3, 7-4とともに、「内務省と耶蘇教」・「文部省と耶蘇教」と題記された一連の文書（文部省罫紙）が収められている。この文書は、土方が一部を引用しているが、しかしその内容や位置づけは、管見の限りこれまで詳しく検討されてこなかった。

作成時期について、年月日の記載はないが、本文で社寺局の事務管掌が「内務省官制」第10条として引用されており、同条文が第10条から第9条へ変更されたのは、1898年10月22日公布の勅令第259号によるから、この日付以前に作成されたと考えられる。

文書「内務省と耶蘇教」の全文は、次の通りである。なお文中の「参照」とは、末尾に記載された関係法令の抜粋を指し、以下の引用では割愛した。

耶蘇教は内務省に於て未だ宗教として認められず。其結果左の如し。

- 一 宗教に関する事項は明に内務省の主掌に属するに拘らず（参照内務省官制第十条）、同省に於ては耶蘇教に関する事項を取扱わず。
- 二 諸宗の僧侶又は教師は貴族院衆議院、府県会、郡会、市町村会の議員たることを得ざるも（参照あり）、耶蘇教の教師は議員たることを得べし。
- 三 社寺は市制町村制各第九十七条に依り市町村税を免除さるるも、耶蘇教の寺院は此特権なし。
- 四 諸宗の教師を養成する学校は社寺局の支配を受くるも、耶蘇教の教師を養成する学校は然らず。而して却て文部省系統の学校として公認さるるものあり。

ここでは、キリスト教を「宗教」として認めない内務省の処置の問題点として、第1に、それが「宗教」一般に言及する現行法令の条文と矛盾している点、第2に、これら法令を施行するうえで、仏教や教派神道とキリスト教との間に不均衡を発生させている点の、計2点が指摘されている。

第1の点について、該当する法令として、社寺局が「其他総て宗教に関する事項」を掌ると規定した1893年勅令第127号「内務省官制」第10条、各議会議員の被選挙人の欠格条項として「神官僧侶及其他諸宗教師」を挙げた1888年法律第1号「市制町村制」第15条や、1889年法律第3号「衆議院議員選挙法」第12条などが引用されている。

第2の点について、不均衡が生じている事例として、被選挙人の欠格条項、物件に対する免税措置、教育機関の管轄の、計3件が挙げられている。

被選挙人の欠格条項については、「諸宗の僧侶又は教師」が議員になれない一方、「耶蘇教の教師」は議員になれることが問題視されている。ただし、例えば、「衆議院議員選挙法」が欠格条項として挙げる「教師」にキリスト教の聖職者も含める解釈<sup>(32)</sup>は、同法律の公布直後から複数存在した。したがって、ここで問題視されているのは、条文の解釈上の不均衡ではなく、その施行上の不均衡であったと考えられる。すなわち、仏教や教派神道の場合、内務省は、各宗管長を通じて聖職者の進退を把握できたのに対し、キリスト教の場合、こうした人事に関する情報を収集する公的方法が存在しなかったため、その聖職者を被選挙人名簿から系統的に削除できないという不均衡である。実際、僧侶は、還俗してから立候補するのが通例であった<sup>(33)</sup>一方、キリスト教の聖職者のなかには、例えば、1890年の第1回衆議院議員選挙で、教会長老という肩書きで選挙演説を行ないながら、新潟2区から当選した、加藤勝弥<sup>(34)</sup>のような人物も存在した。

物件に対する免税措置について、「社寺」に対する免税を「耶蘇教の寺院」にも均霑させるよう求めているから、文部省が単にキリスト教に対する抑圧の強化のみを主張したわけではなかったことが分かる。

以上2点の不均衡は、後に内務省によっても、宗教行政を再編するべき理由として採用された。前掲の1899年6月16日付け内務省文書には、「従来衆議院議員選挙法、府県制、町村制等に於て、其法文中諸宗教師の文字あるに拘わらず、神仏道以外の宗教宣布に従事する者を教師として取扱わざりし結果、其適用を見ざりしも、此の如きは法文の精神に合ぜざるの観なきにあらざるを以て、新条約の実施に際し此等の法律を神仏道以外の布教者に対し適用するは、洵に好機なりとす」とあり、また「若し将来外教の用に供する堂宇等に対し、現今寺院に対するが如き特典を与うることもあらば、其特権の目的物となるべきものなるを以て、正さに今日に於て其設立に対し相当の規定を設くるを必要とす」とある。当時「宗教学校」への対応は、文部・内務両省の合議により決定することが内諾されていたから<sup>(35)</sup>、こうした合議の過程で、文部省による宗教行政上の問題点の指摘が内務省へ伝達され、後者の意志決定に影響した可能性を指摘できる。

文書「内務省と耶蘇教」が指摘する第3の不均衡である、教育機関の管轄については、文書「文部省と耶蘇教」でより詳細に述べられている。その全文は、次の通りである。

文部省は、従来宗教と教育とを混同するを許さざるの方針を採り、而して耶蘇教を以て宗

教と認めたることは、二三の指令等に徴し之を知ることを得べきが如し。而かも文部省は、一般府県に対し宗教と教育とを混同するを許さざるの方針を明に訓示したることなきが如し。然れば東京府下に於ける文部省系統の学校にして、公然耶蘇教を教え居る学校あるも恠むに足らざるべき乎。

ここでは、第 1 に、文部省は、「宗教と教育とを混同するを許さざるの方針」に基づき、既に「耶蘇教を以て宗教と認め」るような指示を発してきた点、第 2 に、東京府下には、「文部省系統の学校にして公然耶蘇教を教え居る学校」が存在する点の、計 2 点が確認されている。

第 1 の点について、例えば、東京都公文書館所蔵の資料<sup>(36)</sup>によると、1893 年 11 月 2 日付けで東京府は、文部省宛てに伺書を送り、「設立者中基督教を信仰する者有之」場合であっても、彼らの「私立小学校」を「市町村立の代用<sup>(37)</sup>と為すも理に於て敢て妨げなき」かと尋ねた。これに対し、翌 1894 年 1 月 11 日付けで井上文相は、「宗教と教育とは混合せざるを要するが故に、宗教に関係ありと認むる私立学校は、其何等の宗教たるに拘らず、市町村立学校に代用することを許可せざる儀と心得べし」と指示した。つまり文部省は、「宗教と教育とは混同せざるを要する」という方針を徹底させるために、キリスト教を「宗教」として認めたいうえで対応するよう指示せざるを得なかったのである。

第 2 の点について、しかし各府県では既に、キリスト教関係の科目を設ける教育機関が「学校」として認可されており、こうした状況を文部省も、調査資料や公的統計を通じて把握していたと考えられる。前掲の資料「宗教学校取締りに関する書類」には、東京府野紙 1 枚の文書が収められている。この文書は、東京府が文部省に提出したものと考えられるが、本文には、学科に「聖書」や「神学」を掲げる東京府下の学校 5 校（明治学院、女子学院、新教神学校、聖安得烈学院、先進学院）について、認可日、所在地、学科などが記載されている。他の府県についても、例えば 1896 年度の『京都府学事年報』（1898 年 6 月発行）<sup>(38)</sup>には、同志社神学校の学科欄に「神学」と明記されている。

つまり、文書「内務省と耶蘇教」・「文部省と耶蘇教」は、「文部省系統の学校」に「公然耶蘇教を教え居る学校」が存在する現状をもたらした要因として、文部省が「一般府県に対し宗教と教育とを混同するを許さざるの方針を明に訓示」してこなかったことに加えて、内務省がキリスト教を「未だ宗教として認め」ていないことも指摘したのである。

したがって、文部省がキリスト教の行政的承認に積極的であった理由は、単に宗教団体間の法令施行上の不均衡を是正するためだけではなく、教育行政における自らの決定権を確保するためでもあったと考えられる。資料「宗教学校取締りに関する書類」には、1896 年 2 月付けの文書（文部省野紙）が収められている。冒頭には、「参事官」という墨書の下に、寺田や渡部の押印と、秋月の署名がある。本文では、第 1 に、政府が「耶蘇教学校」を管理すべきこと、第 2 に、それを文部省が主管すべきことの、計 2 点が主張されている。第 1 の点については、次の通りである。

憲法は明かに信教の自由を認めて之を保障せり。然れば耶蘇教許否の問題（徳川幕府代同教禁制法の存滅の問題共）は之に依て明かに決せられたり。故に憲法実施の今日に於ては、

同教学校も他の学校と同じく政府に於て之を管轄して別に差支を生ずるの慮は有之間敷と存候。

第2の点については、次の通りである。

学校は総べて文部省の管轄の下に在るを以て常則とし、特別の法令を以て始めて他省の管轄に移すを得べきものなるべし。然るに内務省が宗教学校を管轄するは、同省は宗教を管轄するを以て、宗教学校即ち伝道弘教を掌る者を養成するの学校をも包ねて管轄するの、他に理由あるに非ず。仍て若し内務省は耶蘇教を管轄するものならば、本件耶蘇教伝道学校の如きは、無論内務省の主管に帰すべきものなれども、同省は未だ耶蘇教を管轄するの運に至らざる趣に付、常則に依り文部省に於て之を管轄するの外無之と存候。

ここでは、まず憲法による「信教の自由」の保障を根拠に、中央政府がキリスト教を行政的に承認することは妥当であると主張され、次に「学校は総べて文部省の管轄の下に在る」という「常則」を貫徹するためには、例え内務省の処置に先行したとしても、「耶蘇教学校」を文部省が管轄すべきであると主張されている。

## おわりに

従来、明治期の中央政府による宗教に関する政策決定の過程において、文部省は、内務省の計画や処置に従いながら、主にキリスト教関係の教育機関に対する監督と抑圧の強化を目的としたと考えられてきた。

本稿は、こうした定説に再考を促し、1893年3月ごろから1896年6月ごろにかけて、文部省職員により作成・使用されたと考えられる、「私立学校」や「学校」一般を対象とする7法案などを分析することで、次の2点を主張した。

第1に、文部省は、宗教団体、聖職者、保護者による宗教教育の実施を制度的に保障するような法案を作成し、それを部分的に施行していた。7法案では、「学校」における宗教教育をどの程度制限するかより、宗教関係の教育機関を学校制度内にどのように位置づけるかの方が、主な論点とされていた。そして7法案には、宗教関係の教育機関の活動を把握し制限する条項のみならず、その活動の円滑な実施を助けるような例外処置、聖職者と学校教員との兼務に対する制限の緩和、保護者が親権者として有する未成年の児童の宗教教育を決定する権利の保障といった、むしろ多様な担い手が宗教教育を行なう機会を保障するような条項も見られた。このように、情報の把握を前提に、宗教教育に対する制限と保障とをセットとする規制案は、その後部分的に施行され、また当時の法令の条文やその主流な解釈とも合致するものであった。

第2に、中央政府内では、文部省は、内務省に比べて、キリスト教の行政的承認に積極的であり、後者の意志決定に影響した可能性がある。内務省が、仏教や教派神道より他の宗教団体を「宗教」として行政的に承認したのは、1899年7月であったが、文部省内では、既に1894年ごろには、「締盟諸国に於て公認したる宗教」に言及した法案が作成されていた。

キリスト教を「宗教」として認めない内務省の処置は、新条約の実施を準備するためにも、変更が求められていたが、文部省内では、こうした要因に加えて、内務省の処置が「宗教」に言及した既存の法令の条文と矛盾し、かつこれら法令を施行するうえで宗教団体間に不均衡を発生させている点を根拠に、その再編を求める意見書が作成されていた。そして、文部省が指摘した問題点のなかには、後に内務省自身が認めたものも存在したのである。ただし、文部省がキリスト教の行政的承認に積極的であった理由は、単に宗教団体間の不均衡を是正するためだけではなく、教育行政における自らの決定権を確保し、キリスト教も含む「宗教と教育とを混同せざる」方針を徹底させるためでもあったと考えられる。

まとめれば、文部省内で作成された7法案では、学校制度内での「宗教学校」と他の「学校」との棲み分けを保つための条項が、制限と保障との両面から構想されており、こうした文部省の構想が、仏教や教派神道に偏重していた内務省の「宗教」行政を再編する一因となったと考えられる。

今後の課題として、1つには、「宗教」に関する行政的主導権を巡る、文部・内務両省間の折衝について、より時期や対象を拡げて考察していきたい。

## 謝辞

本稿は JSPS 科研費（研究課題番号 19J11855）の助成を受けた。

## 註

- (1) 久木幸男「訓令 12 号の思想と現実 (1)・(2)・(3)」、『横浜国立大学教育紀要』第 13・14・16 号，1973・1974・1976 年，1-23・34-49・69-90 頁。なおこのテーマについては、拙稿「1899 年文部省訓令第 12 号の成立過程における学校教育と宗教の関係の再編——法典調査会の議事録を中心に」、『宗教研究』95 巻 1 号，2021 年，151-174 頁も参照。
- (2) 久木，前掲論文，(3)，84，88 頁。
- (3) 飯山義子「訓令第 12 号の性格とその史的背景」、『研究集録』第 5 号，1974 年，51-69 頁。
- (4) 齊藤智朗『井上毅と宗教 明治国家形成と世俗主義』弘文堂，2006 年，210-215 頁。
- (5) 土方苑子「「私立学校令」制定史再考——各種学校の視点から」，土方編『各種学校の歴史的研究 明治東京・私立学校の原風景』東京大学出版会，2008 年，304-337 頁。
- (6) 江島尚俊「どこが宗教を所管するのか——宗教学校所轄問題から宗教行政所管論への展開」、『宗教研究』第 90 巻第 3 号，2016 年，1-26 頁。
- (7) 飯山，前掲論文，60 頁。
- (8) 江島，前掲論文，65 頁。
- (9) 斎藤，前掲書，214 頁。
- (10) 「私立学校令草案」，「牧野伸顕関係文書（書類の部）」226-2，国立国会図書館憲政資料室所蔵。

- (11) 「私立学校条例草案」(請求番号：111-8-1)，東書文庫所蔵。
- (12) 「井上毅関係文書」B-3256，国学院大学図書館所蔵。
- (13) 寺田の経歴については，寺田勇吉『寺田勇吉経歴談』精華学校，1919年を参照。
- (14) 文部省普通学務局，文部大臣官房報告課『普国小学学事統計』文部省普通学務局，1893年，492-493頁。
- (15) 「学校令」，「木下廣次関係文書」II-50，京都大学大学文書館所蔵。
- (16) 「諸学校通則案」，「牧野伸顕関係文書(書類の部)」226-1。
- (17) 「勅令案 諸学校令」，「木下広廣関係文書」II-190。
- (18) 「勅令案諸学校通則」，「木下広廣関係文書」II-197。
- (19) 土方，前掲論文，311頁。
- (20) 「宗教学校取締りに関する書類」，「牧野伸顕文書(書類の部)」227。
- (21) 「草案」本文や審議要領は，日本学術振興会編纂，外務省調査局監修『条約改正関係日本外交文書』第4巻，日本国際連合協会，1950年，1-13頁。
- (22) 文部省普通学務局『文部省普通学務局例規類纂』第2編，文部省普通学務局，1896年，120-121頁。引用は，次の復刻版に依拠した。文部省編『文部省例規類纂』第2巻，大空社，1987年。
- (23) 同上，121-122頁。
- (24) 横須賀燕「正教員・准教員」，および「表IV 資格別小学校教員数」，日本近代教育史事典編集委員会編『日本近代教育史事典』平凡社，1971年，205頁。
- (25) 文部大臣官房文書課編『自明治三十年至大正十二年 文部省例規類纂』帝国地方行政学会，1924年，354-355頁。復刻版は，文部省編『文部省例規類纂』第3巻，大空社，1987年。
- (26) 「梅博士遺事録 第22回」，『法律新聞』第880号，1913年，20頁。
- (27) 梅謙次郎『民法要義 卷之四親族編』和仏法律学校・明法堂，1899年，351頁。
- (28) 日本学術振興会『法典調査会 民法議事速記録』第49号，日本学術振興会，1935年，49の171-49の181，国立国会図書館所蔵。この条文の起草から公布までの過程は，佐藤全『親の教育義務と権利——家庭教育と学校教育の役割分担に関する学際的考察』風間書房，1988年，109-139頁を参照。
- (29) 同上，146-149頁。
- (30) 「神仏道以外ノ宗教ニ対シ内務省令ヲ以テ取締法ヲ設ク附省令案」，「公文類聚」類00868100-2，国立公文書館所蔵。
- (31) 「内務省官制○造神宮使庁官制○高等官官等俸給令中ヲ改正ス」，「公文類聚」類00876100-34。
- (32) 例えば，次の資料を参照。磯部四郎口述，都澤敬治郎筆記『憲法講義 并附属法律』同盟書館，1889年，179-180頁。関直彦解釈『衆議院議員選挙法』三省堂，1889年，21-22頁。「耶蘇教僧徒の選挙資格」，『東京朝日新聞』1889年4月21日付け，第1面。なお，磯部と関の著作は，次の復刻版に依拠した。磯部は，芦部信喜ほか編『日本立法資料全集』別巻4，信山社出版，1997年。関は，同上，別巻383，2006年。



- (33) 辻岡健志「僧侶から政治家へ 金尾稜巖の洋行・政界進出・議会活動」、『本願寺史料研究所報』第 39 号, 2010 年, 1 頁。
- (34) 本井康博『近代新潟におけるプロテスタント 日本キリスト教団新潟教会創立百二十年記念』日本キリスト教団新潟教会, 2006 年, 317 頁。
- (35) 詳細は, 拙稿「文部省による「宗教学校」の監督への転換——岡村司「宗教学校ノ処分ニ関スル卑見」を中心に」, 『東京大学宗教学年報』第 38 号, 2021 年, 78-79 頁を参照。
- (36) 「(各郡区へ) 宗教ニ関係アル私立学校ヲ代用トスル (ベカラズ) ノ件ニ付内達案 (認可) (一件態・2 件)」, 「第 1 種 第三課文書類・学務・代用小学校ニ関スル書類・完 (第三課)」620. B6. 13-57, 東京都公文書館所蔵。なおこれら文書は, 『例規』にも翻刻されているが, 翻刻と原本とで日付が異なっているため, 本稿の引用は原本に依拠した。
- (37) 市町村は, 1890 年の勅令第 215 号「小学校令」により, 尋常小学校の設置を義務づけられていたが (第 25 条), 管内の私立小学校を「代用小学校」として認定することでこの設置義務を猶予されることができた (第 35 条)。
- (38) 京都府内務部第三課『京都府学事年報 明治二十九年』京都府内務部第三課, 1898 年, 付録 2 頁。

## The Ministry of Education's Plan to both Regulate and Support Religious Education in the Meiji Era

Kohei TAKASE

Hitherto, scholarship has generally agreed that the Ministry of Education followed the Ministry of Home Affairs and intended to tighten regulation and suppression over educational facilities affiliated with religious, predominantly Christian groups in the Meiji era. However, recent research has called this explanation into question, suggesting that the Ministry of Education planned to tolerate religious education in some private schools. In this article, we argue that (1) the Ministry of Education made a plan both to regulate and to support the enforcement of religious education by religious groups, priests and ministers, and guardians of all creeds and that (2) the Ministry of Education contributed the administrative recognition of Christianity as "religion" by asking the Ministry of Home Affairs to reconsider its policy. We demonstrate our arguments by analyzing seven measures drafted in the Ministry of Education from 1893 to 1896.